

中世末期大湊海關の通貨について

伊奈, 健次

<https://doi.org/10.15017/2340922>

出版情報 : 史淵. 23, pp.49-71, 1940-04-15. 九州帝国大学法文学部
バージョン :
権利関係 :

中世末期大湊海關の通貨について

伊 奈 健 次

内 容

- 一、撰錢問題の概括
- 二、浦賀番錢・兵庫海關の瞥見
- 三、伊勢に於ける撰錢と大湊海關
- 四、使用量の割合と比價

一

室町時代末期の貨幣經濟發展に伴ふ通貨問題に關しては幾多の問題を含む。通貨の大部分が支那から輸入された銅貨であり且その種類が雜多であるから之等の使用價値の問題を第一とし、之等が幾多の流通過程を経てゐるので汚損の程度も問題となつて來る。之に加ふるに之等の輸入錢貨の模造も日本の内地で行はれ、之等も流通してゐたのであるから、此等各種の錢貨に關してその使用流通の際その優劣が問題とせられるに於ては全く如何なる標準によつてゐたか不明に迄思はれる位である。要するに之等の問題を撰錢問題と呼んでゐる。此の撰錢に關しては早くから貨

中世末期大湊海關の通貨について

幣學說史上の問題となつてゐるグレンシャムの法則の一例と見るか否かの論議が試みられた。然し之よりも根本的問題たる如何なる錢貨が良貨で如何なる錢貨が悪貨であるかゞ問題視せられねばならなかつたのである。此處に錢貨を發掘錢貨によつて實證的に論證せんとした試も企てられた。然し發掘錢貨を陳列しても之が中世末期如何なる標準で用ひられてゐたかは矢張り文献に俟たなければならなかつた。此の時に小葉田淳氏の「日本貨幣流通史」が公刊せられて、その豊富な史料によつて一應從來の通貨問題に關しては纏められたかの觀があつた。然るに此の直後柴謙太郎氏の新研究が發表せられて俄然從來の諸研究は根本から動搖を感じなければならなくなつた。即ち之は從來無條件に優良錢として肯定せられてゐた永樂錢以下所謂根本渡唐錢が實は惡貨であつて室町幕府の撰錢禁止令によつて僅かに惡貨として撰び除かれることを免れ、又制限附で使用を許容されたものであるとせられた。其の根據は大内氏實錄にあつて、幕府の禁止令を新しく大膽に檢討せられ、之等根本渡唐錢と言はれた洪武・宣德・永樂等の諸種の銅貨の價值をも論述せられた。然し多く法令の檢討に止まり流通史料の事實に就いては引用せられる所甚だ少かつた様に思ふ。然し乍ら其の後誰人によつても柴氏の説は批判せられることなしに終つてゐて、永樂錢問題は言はゞ學界の未解決の問題として残されてゐると言つても過言ではない。そこで本時代の通貨問題は、特に根本渡唐錢の優劣論は色々の觀點から見ることを必要とし、最初からの研究の再出發が要求せられてゐるとも言へよう。

當時の通貨としては發掘錢によつて直接錢の種類を見ることは出来るが、當時に於ける流通上の價值を見る爲に文献に就いて見るに通用錢の種類を明記したものは精錢・清錢・善錢・好錢・上錢及び之等に對する惡錢・鏹錢・地惡錢・中錢・下錢・下々錢等の如く一見以て價值の上下を判斷し得る記載を見る場合と古錢・根本渡唐錢・洪武錢・宣

徳錢・永樂錢・日本新鑄錢・新錢・へいら・南京錢・京錢等と錢の種類は明記するも、價值の上下を直ちに名稱のみによつて判斷し得ない場合との二類がある。既に後者に於ても日本新鑄錢以下京錢迄が悪錢の部類であることは定評となつてゐる様である。此處に於て矢張り根本渡唐錢が問題となる。勿論、われ・かけ等の破損錢が悪貨であつたらうことは説明を要しないと思ふ。故に價值の上下を定める標準線を以上に列記した各種類の錢貨の何處に曳くかゞ問題となるのである。而して此の後に於て各錢貨間の細部に互る相對價值即ち比價が判明されなければならない。此の標準を決定する素因は柴學士によれば「それらの日に於ける良惡の左別の觀念は如何。唯感じによる一般の好惡、それが精惡の差別であつた。色合・形態・文様其の他外面的感じに支配されたのだ。無論破缺のやうな損傷は形態の問題である。輕重といつても手觸的のほんの感じに過ぎないのである。之は當代人の社會通念であつた。我等貨幣流通史の研究者は當代人が認めた精惡の差を無條件に承認せねばならない。」とあり此の差別觀念からの結論は次の如くであつた。即ち「永樂錢其の他根本渡唐錢は時人に好まれてゐなかつた。永樂錢は優秀なる渡唐錢とは認められなかつた。實際洪武宣德錢と同等に扱はれてゐたといふ事である。然らば惡錢であつたか。否幕府は貨幣流通策として民衆の好惡を認めず、是等を精錢の部類に入れ、流通の圓滑に努力したのである。精惡の區別は實質的價值に基いたのではない。時人の好惡に依つて立てられたのである。」とせられる。之に對し奥野學士は「社會通念に従ふ良惡貨の區別は貨幣の形狀美醜、其の他貨幣の外貌に關するもの」とあつて柴學士の說に對して「之は恐らく事實であらう」とせられてゐるが尙實質論上より一般大衆の貨幣に對する社會通念と金融業者等貨幣を資本として營業するもの、貨幣觀とが異なることを説いて後者の貨幣に對する鑑識眼が一般民衆に先き立ち流通界にある良惡二種の貨幣を識別し而

して忽ち貨幣流通状態を混亂に陥れるのであるとする。即ち撰錢の如き混亂状態を惹起するのであると説かれる。然し實質論に關しては柴學士も言ふ如く、一般の人の個々の錢貨使用にまで實質を計量したとは考へられない。事實惡錢たることを無意識に使用した者の例さへ蔭涼軒日録には見えるから。またかくては錢貨のすべてについて差等が生じて來なくてはならない。他方柴學士の言ふ時人、一般民衆とは今少し吟味を要しはしないか、而して又之等と幕府とが直ちに撰錢に關する限り對立したものであらうか。又唯の感じのみが貨幣流通上その貨幣の好惡を決定し得たとは考へられない。唯の玩具とは異なるからである。寧ろその感じ、更に適切に言へば缺破の如き錢貨は論外とするも形狀完全でありながら種類によつて好惡を生ずるに至つたその思想を何によつて之が生じたか、又之が何であるかを注意しなければならぬのだと思ふ。

又一面永樂錢を最良の貨幣なりとする從來の説が起つた所以をも一考しなければならない。之は一言にして言ふならば近世徳川幕府の初期貨幣政策に於て永樂錢を一般通貨として是認したため、一般流通界が之を標準通貨としたため、即ち社會通念に於て永樂錢が一般民衆の通貨たることを是認したため徳川時代諸學者の學説が左様論じた結果であると思はれる。即ち神君様時代の通貨が永樂錢であつて且鏹錢との比價に於て遙かに優位にあつたことがその論據となつたものではなからうかと思ふ。とにかく初期に於て永樂錢は如何なる社會通念からするも、一般通貨として標準的なものであつたことは否定出來ない所である。されば此處に假令永樂錢は室町幕府では政策上精錢としたが一般民衆は優秀なる渡唐錢を認めなかつたとする柴學士の説に一應賛しても時代の推移と社會經濟狀態及び政府當局者の變遷に伴つて貨幣觀念にも變化があつたことを認めなければならない。少くとも撰錢なる問題を中心として此の變化

を重要視しなかつた從來の論説は一部改められなければならないと思ふ。

此處に至つて我々は當時社會的共通の好悪感を打ち立てるに至つた原因を唯の「感じ」に歸着せしめるに止らず社會的經濟的に探究する必要がある。現代の貨幣問題は現代の經濟機構に立脚して解決せられねばならぬと同様當代の撰錢問題は當代の經濟機構に基いて解決せられねばならない。結論的なものを一二先づ言ふならば、當代に於ては流通貨幣の大部分が對明國貿易によつて輸入せられたるものであつて、我が國の當代の鑄造技術の遅れてゐたこと及び幕府當局が鑄貨とその統一をなさなかつたこと、第二には貨幣流通上の大部分をなすものは税租に於ける流通であつて、その租税徴收權者は足利幕府のみでなく、地方諸侯及び諸大社寺乃至は地方の豪商であつたと言はねばならない地方分權的社會であつたこと等が之である。故に貨幣流通上に於ける諸問題の原因は此の二者にその動因を持つものが大であつた。此處に於て此等諸侯及び諸大社寺が對外的には貨幣に關して如何なる態度を要請せられるか、而して之が反映したる對内的態度は如何に展開して來るかを見なければならぬことになる。其の態度の對内的展開を具體的に示すものはその租税徴收の場合に於ける撰錢への關心即ち政策である。故に現存の撰錢に關する幾多の史料の内之等諸侯・諸大社寺の法令規則については先づ之が租税徴收に關するものであるや否やの點を吟味しなければならぬ。因に租税徴收と貨幣流通との關係に於て、即ち或る種の貨幣が租税として徴收され得るや否や、がその貨幣の流通に關し如何なる影響を持つものであるかに就いては福田徳三博士は言ふ。

「……國家の信用が幾ら薄くとも、自分の所への支拂には、それを持つて來れば何時でも受取るといふことであれば、縱令民間に於て其取引が滯滞しても、最後に國家に持つて行けば必ず受取る。人民から國家に對して租税なり手

敷料なり罰金なり代金なりとして納めるものが相當にあるから、之によつて最後の尻拭は必ず國家がする。最後の尻拭があれば、中間に於て之を流通するには何の差支もないのであります。⁽⁶⁾ といふのである。此處に言ふ國家は貨幣の發行權者たる統一的中央政府を指すものではあるが、室町時代後半期に於てはかゝる中央政府は存在しない。各地の諸侯及び諸大社寺が之に當る。且之等も個々独立的でもなく又完全なる相關々係に立入つてゐるものでもない。言はゞ或る程度の關係にあつて而も半獨立的であつたのである。然し租稅徵收時に際しての當局者の貨幣の種類に對する關心は矢張りその分國內及び領土内に於ける、貨幣の流通に反映することは同じであつた。然し其の反對に政府當局が受取らぬ貨幣が全然流通しないとは強力なる中央統一的政權が確立せぬ限りは言ひ得ない。故に大體としては貨幣流通の一般的状態を知る爲に、當局者の租稅徵收時に於ける關心を主として見るこゝによつて之が當時一般の流通状態であつたことなすことは早計であらう。之は社會通念を決定する指導的なものであるにはせよ、何處迄も之に止まるものであらう。即ち法令の檢討のみに終ることは其處に止まるこゝを意味してゐる。かくて撰錢及び之を生じたる一般貨幣の流通状態即ち如何なる種類の貨幣が如何なる比價で流通してゐたかは、漠然と之等錢種の記載を有する史料を年代順に列記して論をすゝめることも正當なる結論に導くものでないと言へやう。當然流通状態を知らんとすれば史料には制限せられるけれども貨幣授受のあらゆる場合を經濟學の規定する範疇に分つて見て行かねばならないと思ふ。即ち(1)納稅、(2)賣買及貸借、(3)關錢・過錢及賽錢、(4)海陸運賃及路用錢支拂、(5)財政上及家計上の支出、(6)貯藏貨幣に分ち得ると思ふ。且以上を通じて授受者の性質をも吟味しなければならないのは當然であるが、之は各々の部門に於て自ら明かにせられる所である。特に第一に於ては法令を通じて見るこゝ大であるからその法令の發布

者が問題となつて来る。(2)(3)(4)に於ては要するに(1)によつて指導せられること大であるにせよ一般流通状態そのものと言つても過言ではないと思はれる。かくて(1)と(2)以下とを綜合して見る時に當時の貨幣流通状態を窺うて正しきを得ると思考する。

以上私は撰錢及び當代の貨幣流通状態に關する研究の成果によつて、之を導くに至つた研究の順序を概括して述べたが本稿に於て之等を全部詳論するものではないのである。而も租税及び諸侯の撰錢令に關する考察は本問題の研究に於て主要部分をなすが故に以上の概括に於ても述べる所最も大であつたにかゝらず本稿に於ては之に觸れるものでないのは甚だ不本意であるが、之は別稿に改めることとして、本稿に於ては上記分類中の(3)の關錢の中の海關關係特に伊勢大湊の海關に於ける例を述べたのは何んだか龍頭蛇尾の感あるを得ない。然しながら海關に於ける貨幣の授受の状態が當時の一般貨幣流通上に占める地位を明かにする必要上又已むを得なかつたからである。要するに上述の如き貨幣流通の體系中に於て海關なる部門に於ける流通状態を見んとするものである。

二

大量貨物運輸不便の當時にあつては海上の運輸は頗る重要なものであらうと思はれる。従つて之等大量の物資の移轉集散によつて起る經濟的活動は泊・湊・津等の海岸都市を發生せしめてゐる。従つて此等海港の中世經濟史に於ける役割は頗る大なるものであつた。物資の取引利潤・運賃・乗組船員が消費して行く寶錢等も之等の湊を潤すこと大なるものがあつたであらう。之と共に其の湊の自治的維持費となり、又本所(領主)の特權收入となつて海港と關係し

て最も注意せられねばならないものに海關稅（所謂津料）がある。海關稅とは一言にして言へば其の港に各地から寄港する船舶が出て行く一定額の通航碇泊稅の如きのである。従つて海關稅に使用せられてゐる錢貨を見れば、該港の領主の政策が反映すること大であるにせよ、又ましてその制限が可成り自由である場合には特に之の流通貨幣は該船舶載の錢貨を示すことを得、且之等は別個の地方と地方との關係を示すものであるから、即ち出港地と寄港地との關係及び該港の領内の流通貨幣とに關係を持つものであるから重要視せられなければならない。

通例此の海關稅に於ける使用錢貨及び其の相互間の交換比價を明記せるものとは極めて其の史料が乏しいので全般を明かにすることを得ない。主なる海港としても坊ノ津、博多、門司、尾ノ道、兵庫、堺、大湊、浦賀、敦賀等を當時としては數へなければならぬ。從來知られてゐるものに浦賀の番所の法規がある。

「北條氏條目、浦賀番船方船錢定之事」^ヲとあつて「右從柴出本船方六人此番錢一ヶ月壹貫五百文年中拾八貫文十二ヶ月分高辻也。（中略）（一人前壹ヶ月）貳百五十文ニ定置上ハ一錢無未進、如御定毎月晦日ニ必可渡之、代物撰引者、今度如被仰出七十錢者拾錢、卅錢ハ地惡錢之内可爲中錢他（下略）」（永祿三年七月五日）とある。之は同年六月二日、横地監物小路總奉行久保總兵衛の名を以て村方に出された撰錢令をそのまま受けたもので番船方に出されたものである。之は直ちに海關に於ける撰錢を規定したものではないが、その海關收入による錢種を背景として授受さるゝこと可能なるべき性質の番錢であるから以て海關の一斑を窺はんとする一の補助的例證としたのである。

次に兵庫湊の例であるが、此の湊は古來近畿第一の良港であつてその寄港船舶は内地全國よりは勿論、又國際的の湊でもあつた。此の海關稅徵收權は鎌倉時代以來領有してゐたのであつて、其の徵收事務は多くの場合東大寺及び補

任せられた代官が管掌してゐた。一時興福寺と領有の爭論をなし折半領有したこともあつた。此の海關稅の名稱は之を置石・升米と呼んでゐた。之等は毎月一定額づゝ(年額は多く八百貫文内外)東大寺へ東大寺八幡宮建立費用といふ名目で献上された。置石・升米は寄港船舶を主體として言へば船役である。今天正十一年六月晦日附の「船役請取狀」によれば、明かに鑿錢の使用を窺ひ得るのである。されば興福寺への献上も之を許容してゐるのでないかと思ふ。然し之は史料の片鱗に過ぎぬから全體を推し得ない。其の他多くの關料算用狀を東大寺文書に收めてゐるがその錢種を明記したものはない。錢高のみでその流通錢の種類は不明である。又之は一面流通の圓滑を示すものではなからうか。

三

伊勢の大湊の港泊としての重要さは、之が東國地方と近畿地方及び西國地方とを結ぶ地點であるといふことにある。又出入船舶の多いこと、造船がなされたこと、又海上豪族九鬼氏と關係深かつたこと等は周知のことである。而して室町時代に於ても伊勢皇太神宮の神領として大湊が負擔する所の神役は神宮財政の最大の財源の一であつた。即ち永正六年七月日附の太神宮の訴狀によるに

早可蒙御裁許大湊事

右件大湊者、自_レ往昔_一異_レ嚴重于他_一神領也。所以者何、兩大神宮朝夕御膳米、神役調役、勤仕無懈怠之處云々
と言ひ又同年七月廿日附宇治六郷大少人神役人等謹言上によれば

可下早預ニ御成敗一爲^中無事安全ニ神領大湊事

右在所者、御裳濯宮川兩神水之流、而瑞籬之近郷、而二所大神宮朝夕御饌料、神船勤役調進、嚴重御神領也、次兩宮神家長官傍官於始申、大少内人、在々所々、攝社末社等祝、諸役人等、衣食賣買乃便、悉皆大湊乃不^レ倚助者、迷惑何事如^レ之、云々⁽³⁾

かくて相當に富有を極めた大湊の財源は恐らくその海關收入その他取引利潤等であつたらうと思はれる。されば大湊は室町時代末期には之が諸國船舶出入の港であつたといふことから考へても既に貨幣流通には活潑なるものがあつたであらうと思はれる。又特殊の制限が無い限り諸國に流通せる各種の錢貨が齎らされて流通したであらうと思はれる。

伊勢神宮全體として概括的に言ひ得る點は文明年間以降撰錢使用を悦んだ様である。即ち

文明二年五月十三日、雨風ニ櫟ノ木善性カ八百石積船ヲ大湊ノ助三郎借テ修復シ荷ヲ積、自坂本上時的屋浦ニ寄由、十五日有其間間、彼郷袴了使甲屋太郎次郎ヲ遣不注進之條無謂、荷色目舟等可注申由、城的屋美作守之許ヘト地下へ折紙ヲ遣、政所奉也。浴布一駄、同米一駄請取、甘サシ十三貫ニ代成と申、袴了使撰錢九貫二百文十八日持參ス云々⁽¹⁰⁾

此處に言ふ「甘サシ」は後に永正九年の室町幕府の撰錢令の第一條に言ふ「一、百文内、口さしの分云々」とある所の「口さし」を有する場合に當るものと斷定し得るであらうか。然し「甘サシ」をもつ貨幣額を以て代成即ち價格評價としてゐる點は注意を要する。而して之に對し實際袴了使が撰錢九貫二百文を持參して支拂つてゐる。又此の場

合「廿サシ」の十三貫文が直ちに撰錢の九貫二百文に比價するものと斷定し得るであらうか。撰錢を持參した點は神宮當局が撰錢の受取を好んだからと見得るが、額面の比價も前述の如く斷定し得るならば「廿サシ」を有することは即ちふるぜに・永樂洪武・宣徳を有することは、有しない撰錢より比價の低位を示し、之等が撰錢より低く評價せられてゐると言はなければならない。少くとも文明二年の頃以降に於ては左様であつたと言はなければならない。次に同じく神宮當局が撰錢を好んだ史料としては、

文明二年四月十四日、御笠神、(中略)近代悉依垂下行不備、然ヲ可有下行旨觸承參之由、依五十文、並彼是代卅文皆撰錢、云々」文明二年六月十五日、贅海・神態五・六・七、八・十三代永倫(中略)神事次第如常、(中略)又湯涌祝悉皆分ニ時法格百廿文下行之處、撰錢ヲ取之由申、不請取之間、湯涌祝ヲ令用意(下略)

その他文明四年六月一日附宮つかさ氏長の壹貫文借用狀には「ゑりせん」たることを明記してゐる。要するに撰錢については相當早期に於て敏感であつたと言はねばならない。其の他文明八年二月廿九日附の借狀等も「ゑりせん」たることを明記してゐる。此の場合嘗つて遣明船を派遣した伊勢法樂社と神宮當局との關係を明かにする史料を持たないので、その對外的關係からする貨幣好惡感の反映と此の撰錢を好むこととを直ちに結び合はせて關係せしめて考へ得ないが、要するに神宮當局の撰錢を好みその神役徴收等が撰錢を以てなされることを要求したであらうことは一般貨幣流通に對しても影響したであらうとは考へ得る。然し諸國出入の船舶が齎し來る撰錢以下の低位の錢種ば之を神宮當局は受取ること好まなかつたにせよ、神宮當局も「代成」即ち價格評價は之を「廿サシ」交りの貨幣額を以てしてゐる程度であれば民間には流通したものと思はなければならない。又神宮當局が強力なる中央政府でもなく、

又流通貨幣が明國より輸入せられたるものであるといふ特殊條件を持ち、且又當局が絶對に受取らぬといふのでない限りに於ておやである。事實伊勢の政治上の権力者に北畠晴具の一黨が室町時代末期には存してゐて、伊勢の南部地方に權勢を振つた。而も此の北畠氏に關しては天正元年癸酉十月吉日附の大湊海關支配者たる「老若」署名の海關記録に「多氣様、信長様、桑名へ舟上せ候入みち（入費）」とあつて、惡錢の流通を認容してゐるのであつた。此處に言ふ多氣様は應仁後記三の大神宮炎上勢州一揆亂事によれば「伊勢國北畠晴具卿ハ勢南ノ多藝ニ住シ武威専ラ盛」とある北畠氏を指すものと思はれる。且又多氣様は織田信長と連繫してゐる處に尙更惡錢授受を認める態度を取つたであらうことが確められる。勿論此處に文明年度より天正年度迄の時代の推移を認めねばならないが、此の北畠氏をして惡錢流通を認めしめ、之に寧ろ應ぜしめてゐるに至るまでには之だけの社會經濟的準備が出来上つてゐたと認めねばならない。即ち民間に之の時代に至るまでの間に充分に惡錢流通があつたと認めねばならない。とまれ之等惡錢は神宮當局が悦ばぬことあるにしても、經濟上の海關に於ける實權團體たる「大湊老若」中にて貸借實買に際しても惡錢の授受を認め又受取ること等あつた結果惡錢の流通もあつたであらうと思ふ。かくて信長の時代に入るや、尾張の清州から起つた新興大名たる彼れ織田信長は伊勢神宮に對して、料足提供の必要時に際しても神宮當局が從來好んだ撰錢を決して提供すべきこと等は意に介しなかつたものゝ様である。天正十三年御遷宮記（上）によれば

先年上様信長、三千貫文兩宮正遷宮料びたせん被進之候、其□注文進上可然之由、從兩使とて上部より其届あり、
頓則に認之

とあつて明かに鑿錢を進上して憚らなかつた。而して神宮當局も之に對して何等の異議も無かつた様である。かくて

永祿・元龜・天正の交は撰錢・惡錢共に流通したものと見うる。撰錢を好む者あつても他面惡錢は自らの流通の世界を持つてゐた。唯其の場合比價が幾干であつたか。又如何なる錢種が撰良で、如何なる名稱の錢貨が低惡に評價せられたかゞ問題である。之に關しては以下の史料によつて検討しよう。

- (註) (1) 渡邊世祐博士「足利時代に於ける撰錢とグレシヤム法」(史學雜誌第三十篇第一號)
- 柴謙太郎氏「室町時代の撰錢及びその禁制に關する考察」(史學雜誌第三十四篇第四號)
- 奥野高廣氏「室町時代の撰錢令とグレシヤムの法則」(史學雜誌第四十二篇第二・三號)
- (2) 入田整三氏「發掘錢についての一考察」(考古學雜誌第二十卷第十二號)
- (3) 柴謙太郎氏「撰錢禁制の解釋再論」(史學雜誌第四十二篇第九號)
- (4) 同右、第十一號、七三一—七四頁
- (5) 奥野高廣學士「再び室町時代の撰錢とグレシヤムの法則」(史學雜誌第四十三篇第五號五〇頁)
- (6) 福田徳三著「流通經濟講話」(五四—一五四二頁)
- (7) 武州文書
- (8) 神戸市史、資料篇所收北風文書
- (9) 故事類苑、神祇部三、九二〇頁所引・「内宮禰宜荒木田守晨引付」
- (10) 大日本史料第八篇第二卷所引「一神禰宜氏經神事記」。又類似的記事が「内宮子良館記」(續從)にもある。
- (11) 右同書
- (12) 故事類苑、泉貨部第二

四

史料に表記された錢の種類と其の使用回数及び金額について次に表示しよう。(史料については後記参照)

15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	錢種
惡	び	貳	あ	な	中	う	上	し	永	へ	こ	古	清	撰	
		當	つ	み		す	す	か	樂	い	せ				
錢	た	錢	錢	錢	錢	錢	錢	永	樂	ら	ん	錢	錢	錢	
三	一	一	一	一	九	六	一	二	二〇	三二	五	一四	五	一	回数
:	:	:	:	1	1	:	:	:	1	:	:	:	:	:	10貫以上
1	:	:	:	1	1	:	:	:	5	:	3	:	:	:	10貫—5貫
1	6	1	:	:	5	5	:	:	13	15	:	10	3	:	5貫—1貫
:	5	:	:	:	1	:	1	1	7	5	:	1	1	:	999文—500文
1	5	:	:	:	:	:	:	1	3	1	5	:	1	1	499文以下

以上列擧され得る各種の錢は永祿・元龜・天正の同一時代に於て大湊の海關稅徵收の場合に使用されたものである。撰錢と清錢及び古錢とこせんが同意異體の概念であるか、少くとも使用者に於ては少しく價值の相異を認めてゐたものであつたかは不明である。清錢と撰錢は從來の研究に於ては同一視せられたが其の使用狀態から見て、即ち撰錢が貳貫六百五十文中五十文だけ他の二貫六百文の古錢と合せ用ひられてゐるのに對し、清錢は一筆納入額の全額が清錢を以てせられてゐる狀態から見て少しく疑問が残る。かくて此の兩者については他の史料と合せ考へなければならぬ。即ち文龜二年二月廿一日の外官子良館の任料々足について「清錢九拾六文錢」とあるが之は清錢が九拾六文錢であつたか清錢と九拾六文錢と二種であるか不明ではあるが清錢の使用上の價值を窺ひうる手懸りと¹⁾なる。清錢と同音異字に精錢があるが之については此の場合省略する。又一方撰錢——特に錢の種類を指す場合——は多く史料を持つが大體に於て異體の概念であると斷定する根據とはならないが、一方撰錢なる語の意義を決定したる場合には稍々使用上の範圍と機會の相異から區別して用ひられるに至つた二體の概念ではなからうかと思はれる。此の點については後日詳論しやう。然し之が指示する實體たる貨幣そのものゝ相異點については目下明瞭を缺ぐ。然し同一實體であるやも進んで斷定することを避けざるを得ない。

次に古錢とこせんは同一種の錢貨であるか矢張り其の使用狀態から見て斷定し難い。且こせんの例では「卅六」こせん渡は永樂錢百文中こせん三十六であるのか六百文總額中三十六であるやも斷定し難いが唯その中に混用せられたことのみは明かである。尙古錢は西國及び中國地方の古文書に多く見得る所であるが大湊海關稅にも多く現はれてゐることを注意すべきであり、恐らく之等と同種類のものにして同一意味の概念と見てよいだらうと思はれる。²⁾

へいら錢がその使用例は最も多數を占めてゐるが當時の史料には目下手懸りを得ないが慶長十三年十二月八日附の江戸幕府の法令「覺」には「一、鑿錢濫に撰ぶべからず、但なまり錢・大われ錢・かたなし・新錢・へいら錢、此外は無異義取引べき事」とある、此のへいら錢と相通するものと思はれる。此の大湊の史料に於ても後述する如く十倍の割合を以て使用されてゐるのである。

古錢が唐宋錢の日本に輸入せられたものを指すであらうことは既知のことであり可能なこともある。次に永樂錢のみが此の表記中錢名により錢種を明示した唯一のものである。他のものが其の使用價值又は形狀等の性質から呼ばれてゐるのに反し、此のみその錢の名稱そのものから呼ばれてゐることについては永樂錢が普及してゐたといふこと又は特に室町時代末期には永樂錢が錢の呼稱を代表していたといふ既知の研究からも一應は考察し得るが一面發掘錢種の種類から見ても當時の流通錢種の大部分を占めてゐたことは考へられないこと及び此の表記中明代鑄造銅錢中永樂錢のみあつて洪武・宣德等の錢種が全く見えてゐないこと及び明代渡唐錢中では永樂錢が最も多く輸入せられたらうと推定せられること等から推考して明錢の總稱の意を此の場合は持つものではないだらうか。此の無理な推考をなすよりも單純に永樂錢を受取ること最も多かつたと見る方が眞であるがも分らない。しがみ永樂以下惡錢に至る迄は既知の史料に出てゐるものと變りない。

次に何等錢種を明記せぬもの及び「十月廿日、百文ニひた七百文出」等とある場合の百文は如何なる錢種を標準としてゐるのか。其の他(4)(5)の「六百文ハ古錢二貫文」「三百文ハ古錢壹貫文」といふ如き同様であつて要するに記載錢額を現はす此の場合標準とされてゐる錢の種類が何であるかと問題である。之等を綜合するに實際に用ひられてゐ

る錢額より小さい數字であるから、即ち其の比價が高價であるから優良錢による標準ではあらう。尙之を明確にするには全般的に當時の錢の種類を明記せる史料について見る必要があるが茲には此の記録の上でのみかく言つてゐるのである。然し當時領主の特權的租稅徵收に於ける嚴重なる撰錢令の上から見て此の關錢も伊勢大神宮の特權的徵稅收入であつたのであるから一應の考察は許されたわけである。之は今日に於ても錢の種類に優劣の差こそないが金壹圓也としても現實に授受する場合の貨幣の種類は壹圓兌換券一枚の場合も又五拾錢銀貨二枚の場合も又拾錢銀貨以下のものを混じて授受する場合もあるのによつて當時の記載錢額と實際に授受されてゐる錢種との關係も錢質に善惡の差こそあれ、やゝ之に類するものがあつたのではなからうか。

次に注意すべきは「數大小」といふのががあるが、之は大内氏實錄の文明十七年四月十五日附の「禁制」中の「里錢并ばいばい錢事、上下大小をいはず」とあるのと相通する事實を指すものではあるまいか。

次に注意すべきは當時の撰錢法令中に散見する京錢・打平・ころ・宣徳・洪武・南京・さかい錢・こうふ錢等の惡錢及び伊勢國でその用例を見る好錢等も無いが之は恐らく此の記録が海關關係の錢貨の流通のみを記載してゐるのであるからであらうと思はれる。

次に惡錢についてであるが、びた錢は前掲史料によれば相當多く用ひられてゐるが大湊の領主即ち伊勢兩宮に於ては神官等は之が收納を好んでゐなかつた様である。然し天正十三年兩宮正遷宮料三千貫文を織田信長から寄進して來た時之がびたせんであつたのに拘らず之を受取つたやうである。信長の權威の前には是非無く收納したものゝ様である。然し大湊では天正年間の記録に多く見得る所であつて、流通したものであるから太神宮神官に於て之を好まな

つたといふことは流通を許容せる者との之を好まぬ者との社會的階層を示す一例と見らる。

次に右前掲の表に現はれた各種の錢價の使用量の割合及び錢種間の比價を見なければならぬ。幕府其の他社寺の法令及び規則に規定する所も此の二點にあるので流通の事實を見ることの必要に伴ふものであるが從來纏つた史料無く断片的に二三の記述しか見出し得なかつた。今右記表中番號を附した箇條が此の點を窺ひ得るから左記の番號は之を指示するものである。(アラビヤ數字の番號は後記参照)

よ。
(一) 使用量の割合 授受される一定錢額中二種以上の錢種が混用せられる場合之等が如何なる割合であるかを見よう。

- (1) 甲六月晦日 二貫六五〇文古錢・此内撰錢五〇文
- (2) 卯六月晦日 三貫四〇〇文・此内二貫文永樂・一貫四〇〇文中錢
- (15) 十二月十五日 五貫五〇文古錢・へいら・あつめ錢
- (16) 二月廿二日 五〇〇文・此内二〇〇文永樂・此内二〇文不足
- (23) 辰十月十七日 六貫一七〇文古錢
 七四三文上上うす錢 合七貫二八〇文一かゝけに有
 三六七文永樂
- (24) 永祿五年二月 四斗・四貫三〇〇文ウル代ハ永樂・ウス錢半分宛
- (25) 永祿五年二月 八斗五升・四貫三〇〇文代物ハウス錢半分・永樂半分
- (26) 永祿五年二月 八斗之内四斗代・四貫五〇〇文代ハウス錢・永樂半分宛
- (27) 永祿八年二月九日 代一〇〇文・此内三五文惡錢

右の内(1)の甲六月は記録の記載の前後の關係から見て天文二十三年甲の年である様であつて其の頃は幕府の撰錢令によれば天文十一年の法令によつて永正九年の改正撰錢令の勵行が命ぜられてゐた頃であつて「一、百文の内口さし
の分ふるせに十文・洪武二文・宣徳二文・永樂六文」が有効な時期である。之と(1)とを合せ考へることは早計に失す
るが(1)では古錢51に對し撰錢1の割合の量である。(2)では略々永樂錢6弱と中錢4、(16)では4/10の割合で永樂錢が
使用されてをる。(23)では古錢・上うす錢・永樂錢が51・2・1の割合である。(24)(25)(26)は5・5で永樂錢とうす錢が用
ひられてゐて、うす錢を其の文字から推定して良質ならざるものと見れば永樂十二年三月一日附の織田信長の「定、
精錢條々」の「一、諸事のとりかはし精錢と増錢を半分宛たるべし」に相通するものがあると思はれる。然し之によ
つて茲に直ちに精錢と永樂錢とを結びつけることの早計なるは明かであるが永樂錢の流通上の地位を決定する一つの
資料とはなりうる。(27)は北條氏等の法令に見える惡錢の三分一使用許容の割合と一致してゐる。

(二) 各錢種間の比價 之は授受さるべき一定錢額を他の錢種の錢貨によつて現實の授受をなしてゐるからその兩
者の比價が分るのである。

(4)(5)(8)六〇〇文が古錢二貫文・三〇〇文が古錢壹貫文即ち三・三倍(1.33)

(6)三五〇文がへいら錢三貫六五〇文即ち一〇倍(1.10)

(7)四〇〇文はびた三貫三〇〇文即ち八倍(1.8)

(9)五〇〇文はあくせん錢八貫一〇〇文即ち十六倍(1.16)

(10)(11)(12)(13)五〇〇文はひた四貫文、三〇〇文はひた二貫四〇〇文即ち八倍(1.8)

(20)五二〇文は八〇〇文中錢即ち一・五倍(1.5)

(21) 一貫文は中錢一貫五〇〇文即ち一・五倍 ($1\frac{1}{1.5}$)

(28) (30) (31) (32) 百文はひた七〇〇文即ち七倍 (1.7) (29) もんめん一反がひた二〇〇文、

以上によれば標準錢額を表はしてゐる錢の種類を知ることが出来ないが最も優良な錢であらうことは推定し得る。

之に對する錢の種類を等級順に列擧すれば (一) 中錢・(二) 古錢・(三) ひた錢・(四) へいら錢・(五) あく錢の順である。但し標準錢額を表はしてゐる此の場合の錢種が同一であるか否かは不明だが略々同一と見てよいと思ふ。故に之の比價によつて中・古・へいら・悪の諸錢の比價も自ら決定せられるのであるが、次に直接授受さるべき豫定の錢の種類と現實に授受された錢の種類との兩者の錢と錢高を明記せるものによつて諸種錢の間の比價を算出しよう。

(17) 二貫文永樂・五〇〇文利分共に古錢三貫五〇〇文、但之は米一石壹貫文にて渡されてゐる。永樂錢と古錢との比價は五對七即永樂1に對し古錢1.4倍即ち ($1\frac{1}{1.4}$)

(19) 一貫五〇〇文永樂・此利共貳貫八五文は中錢四貫六七〇文即ち永樂錢と中錢との比價は一對二即ち永樂錢1に對し中錢は2倍 ($1\frac{1}{2}$)

之によれば永樂錢は古錢及び中錢より良好の錢種と見なければならぬ。古錢と中錢は前述の場合と逆になつてゐる。然し永樂錢のみについて古錢との比價から見れば、記載錢額を表はしてゐる標準錢貨より稍々低價値になるが、中錢との比價に於ては $1\frac{1}{1.4}$ が $1\frac{1}{2}$ であるから高價値になつてゐるのである。

以上を通じて永樂錢が錢の種類を明白なものに於ては最高の比價を持つてゐることが明かになつた。且中錢及び古錢との比價から見ても錢の種類を明記せぬ授受される一定の錢高を表はしてゐる標準 (正しくは標準と考へられる) 錢種との比價も相前後してゐる殆ど同じ見なければならぬ。永樂錢に次いで古錢及び中錢 (此の兩種は永樂錢との比

價によつて此の順位をつけた) 鑿錢・へいら錢・惡錢となるのであつて其の他のものは其の間に入るべきものであらう。

次に茲まで疑問視して來た授受されるべき錢額を表はしてゐる標準錢貨の種類が何であるかは具體的には如何なる名稱の銅錢かは不明であるがその比價の上から推考すれば僅かに一例ではあるが(1)の貳貫六百五十文が古錢であるが此内撰錢五十文と見えてゐるのは特に古錢中に撰錢のあつたことを摘記したもので、他に左極の記載は全然無いからとて全く流通しなかつたとも考へられないので何等錢種の明記無きもの、及び現實には劣等錢を授受してもその價値の標準を示す錢貨は或は撰錢ではなかつたかと思ふ。之について参考とし得るのは東寺領周防國得地保の正稅奉加錢の出入計算の錢額が一筆毎に錢額を記し其の内現實に新錢等を授受したものは其の旨但書をなし最後に其の差引合計をなし

「殘四貫四百三文、内七百廿文二和利分引之

撰錢參貫六百八十文(4403 - 720 = 3683)

此外新錢拾貳貫五百文四ヶ所之奉賀(下略)

永祿二己未五月七日

宗

信(花押)

即ち一筆毎の錢高の差引合計のみに撰錢と明記してゐてその合計錢額が前記全費目の差引と合致するのであるから之までの總ての費目は何等錢種の記載はないが撰錢を以て表示せられてゐることが分り、現實には新錢等を渡してゐるのであるから撰錢は價格標準を決定する錢種であることを窺ひ得ると合せ考へる時大湊の場合も記載せられたる錢

額が現實に授受される如何なる錢種よりも高い比價を持つてゐることからしても左様ではないかと推考するのである。而も此の場合その高い比價を持つ錢種と永樂錢は略々同比價であることは注意すべきである。然し之を全般に推廣めて適應することは目下出来ない、何等錢種を明記せぬ賣買證書類が多くあるからであるが、大湊の此の例及び得地保の例は一つの之等に對する示唆とはなり得るであらう。尙又之は此の記録のみに限らないが授受さるべき一定錢額を現實に授受した錢種よりも優位高價値の錢種で表示してゐること及び現實には惡錢と言はれるものも多く授受され流通したことを明かにする。且又前掲表中古錢・ゑいら錢・及び永樂錢の使用回數が最も多いことは社會的に好惡感の如何に拘らず流通せられてゐたことを示すものである。其の限りに於て之を受取る階級に於ては少くとも好意的であつたと見得る。要するに本史料は永樂錢の通用上の價値の一例を示すが之を以て全體を推すことは勿論出来まい。然し此の一例は實在の一例であり之を時代的推移即ち伊勢神人の撰錢主義から織田信長の惡錢採用主義の實行への推移の上からと地理的位置即ち西國地方と東國地方の中間に位する點から見て一の重要な實例と言ふべきであらう。

(註)(一) 續群書類從第一輯下41頁外宮子良館舊記による。その他大日本史料第九篇第二卷250頁所收の到津家譜、勝峯氏著古文書學概論59頁所收の影寫本本願寺文書等に清錢又はせいせんとして出てゐる。

(2) 小栗田淳氏の「日本貨幣流通史」188頁には「東國の永樂錢に對して西國では古錢なるものが略同様の地位を占め來つたのではないかと思はれる。」とある。一面大内家實錄には永樂錢の記事があり、又大湊に於て多くその例を見得るのであるが之は伊勢神宮二所の西國との經濟的關係を考慮に入れ得る。

(3) 故事類苑錢貨部三、錢下、「教令類纂初集」同じ例は「御當家令條」にも出てゐる。

(4) 入田氏前掲論文

(5) 天正三年御遷宮記・故事類苑泉貨部第二

(6) 東寺百合文書ら十一下之番外によれば「一。有足、六貫貳百八十五文、五貫文内・百貳十文惡錢、浮足錢分」とあるのは惡錢が142用ひられてゐる。

(7) 四天王寺文書

(8) 相州文書「洵綾郡小里村百姓庄左衛門藏三通之内、故事類苑泉貨部三122頁

(9) 徴古文書甲七〇頁

【後記】紙數の都合上引用の史料原文を全文削除したので第四節はその説明であつたため前と連絡を失つた形である。然し説明であるから本論の意味は通ずるであらう。史料については昭和六年三月九州帝國大學要覽一〇六頁を参照のこと。次に第四節統計中の頭書のアラビヤ數字は削除した史料原文に附した番號と一致するものであつた。